

事 務 連 絡
令和3年6月9日

各都道府県・市町村・特別区 衛生主管部（局）御中
各都道府県・指定都市・中核市 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省老健局老人保健課

介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に新型コロナウイルスワクチンの
接種を行う場合の診療所開設等の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護老人保健施設が自施設の入所者以外の者に新型コロナウイルスワクチンの
接種を行う場合の取扱いについては、下記のとおりですので、これを御了知の上、
接種を予定する施設等に周知いただくようお願いします。

記

1. 高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に関して、市町村が介護老人保健施設に対し、（１）介護施設やサービス付き高齢者住宅等を訪問して入所者・入居者に接種すること、（２）在宅の要介護高齢者等を送迎車で送迎し自らの介護老人保健施設等で接種することを依頼する場合に、診療所を有していない介護老人保健施設については、診療所開設届出の手続が必要となるが、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その２）」（令和3年2月1日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）において診療所開設届出の手続は適切な時期に事後的に行うこととして差し支えないとされており、例えば一連の接種の終了時等に事後的に行うこととしても差し支えないこと。
2. 1の場合においても、5月25日に公表された「個別接種促進のための追加支援策」のうち、診療所が適用される財政支援の対象となること。